

# 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の概要

## (1) 事業採択の前提条件

- ① 農業振興地域内の農用地区域の農地であること
- ② 使用貸借、所有権移転等により、土地所有者の代わりに耕作する者が確保されていること
- ③ 荒廃農地の発生・解消状況調査において、A分類(再生利用が可能な荒廃農地)と判断された農地
- ④ 再生作業を行う年度から起算して5年間以上の耕作が見込まれること

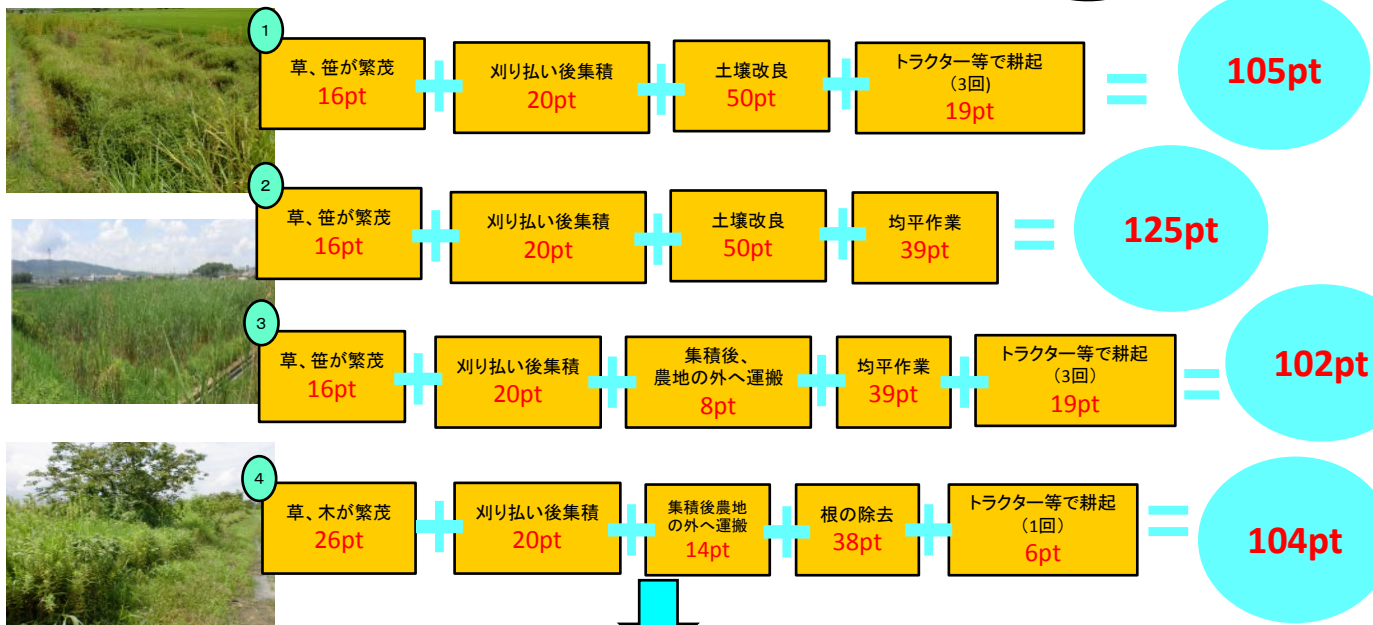
①,②の要件について……戦略作物(麦、大豆など畑作物)または産地交付金の対象となる作物を栽培する場合は、土地所有者による耕作及び農振農用地外の農地も対象

## (2) 荒廃農地を再生利用するための支援

ア. 再生作業(定額)  
交付単価: 5万円/10a

※重機を用いて再生作業を行う場合は  
事業費の1/2以内を補助

合計100pt以上  
を確保する



### 再生後の農地への支援

イ. 営農定着(定額)  
交付単価: 2.5万円/10a  
再生農地への作物導入

ウ. 土壌改良(2年目)(定額)  
交付単価: 2.5万円/10a  
肥料等の投入 ※2年目に必要のある場合のみ

## (3) 施設等の整備への支援

ア. 農業用機械・施設の整備(定率)  
交付単価: 事業費の1/2以内  
ビニールハウスなどの農業用施設の整備

イ. 基盤整備(定率)  
交付単価: 事業費の1/2以内  
用排水路の整備など

ウ. 農業体験施設(定率)  
交付単価: 事業費の1/2以内  
市民農園の整備など

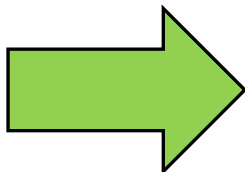
これまでの事業実績

再生作業

5万円/10a  
を交付



再生前



再生後

<再生作業内容>  
草、笹が繁茂+草刈り後集積+土壌改良+トラクターで耕起(3回)  
16pt 20pt 50pt 19pt

合計105ptで  
採択条件クリア

営農定着

2.5万円/10a  
を交付



耕作放棄地を再生後、果樹を栽培



耕作放棄地を再生後、ニンニクを栽培

施設等の整備への支援

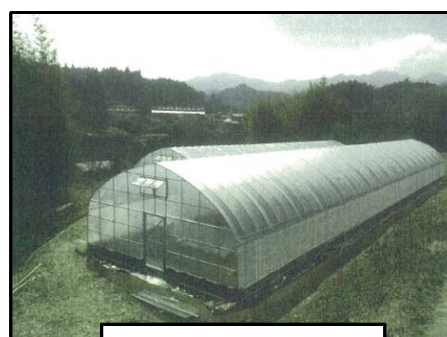
事業費の1/2  
を交付



用水設備(配管等)の整備



暗渠排水整備



ビニールハウス設置

お問合せ、ご相談等は市町村地域協議会までご連絡ください

# 農業人材活用事業

- リーディング品目(柿、キウ、茶など)の農業経営拡大に向けて農作業繁忙期の労働力を確保するため、品目間のリレー派遣による周年雇用のモデル実証を行う。
- また、農作業閑散期は農地の有効活用を図るため耕作放棄地の解消を行い、担い手への農地集積や農業振興地域での農地確保を図る。
- 派遣者の中から将来的な新規就農者を掘り起こし、就農定着に向けて引き続き支援を行う。

